

○珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱

平成29年3月23日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に基づき、老朽化して倒壊などの恐れがある空家等の除却を促進し、市民の安全と安心の確保及び住環境の向上に資することを目的とし、珠洲市補助金交付規則(昭和49年珠洲市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 老朽危険空家等 法第2条第2項の規定に定める「特定空家等」に認定された建築物をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 珠洲市内に存する建築物
- (2) 前条に規定する老朽危険空家等に該当する建築物
- (3) この要綱以外の補助金等の交付を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、周辺住環境を悪化させ、放置されたままになっている空家等で、市長が特に必要と認める建築物については、補助対象建築物とすることができる。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市税等の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老朽危険空家等の所有者
- (2) 老朽危険空家等の所有者の相続人
- (3) その他市長が前各号に規定する者と同等の権限を有すると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 珠洲市暴力団排除条例(平成24年珠洲市条例第10号)第2条第1号又は第3号に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 前号に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者
- (3) 法第14条第3項の命令を受けた者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象建築物の除却工事で、次の各号のいずれにも該当する者に請け負わせる

除却工事とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 建築物（長屋住宅を除く。）の一部を除却する工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める工事
（補助金の額）

第6条 補助金の額及び補助率は、予算の範囲内で、老朽危険空家等を解体撤去するための工事とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、50万円を上限とする。

ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 空家等の位置図（住宅地図等）
- (2) 現況写真（老朽化し危険な状況が分かるもの）
- (3) 除却工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (4) 個人情報取得に関する承諾書（様式第2号）
- (4) 相続人が申請する場合は、確約書（様式第3号）
- (5) 申請者がこの補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。

- (2) 交付決定の通知を受けた日から起算し90日以内に補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が特に必要と認める事項
(交付申請の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に変更内容を示す書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更を承認するときは、交付決定者に対し珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに市長に対し、珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事写真（着工前及び完了後）
- (3) 工事代金請求書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された珠洲市老朽危険空家等除却支援事業実績報告書が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、珠洲市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象工事を中止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その

取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等に対する協力)

第16条 申請者又は交付決定者は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関して必要な事項は、市長が定める

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。